



65 歳以上の現役並みの所得がある方へ 平成 30 年 8 月から、 介護サービスの利用負担 割合が 3 割になります

詳しくは▶健康福祉課 介護保険担当 ☎ 43・2179

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく必要があります。

この利用者負担割合について、これまででは 1 割または一定以上の所得のある方は 2 割とされていましたが、8 月から、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）で現役並みの所得（※ 1）のある方には、費用の 3 割をご負担いただくことになります。

■ 3 割負担になるのはどういう人ですか？

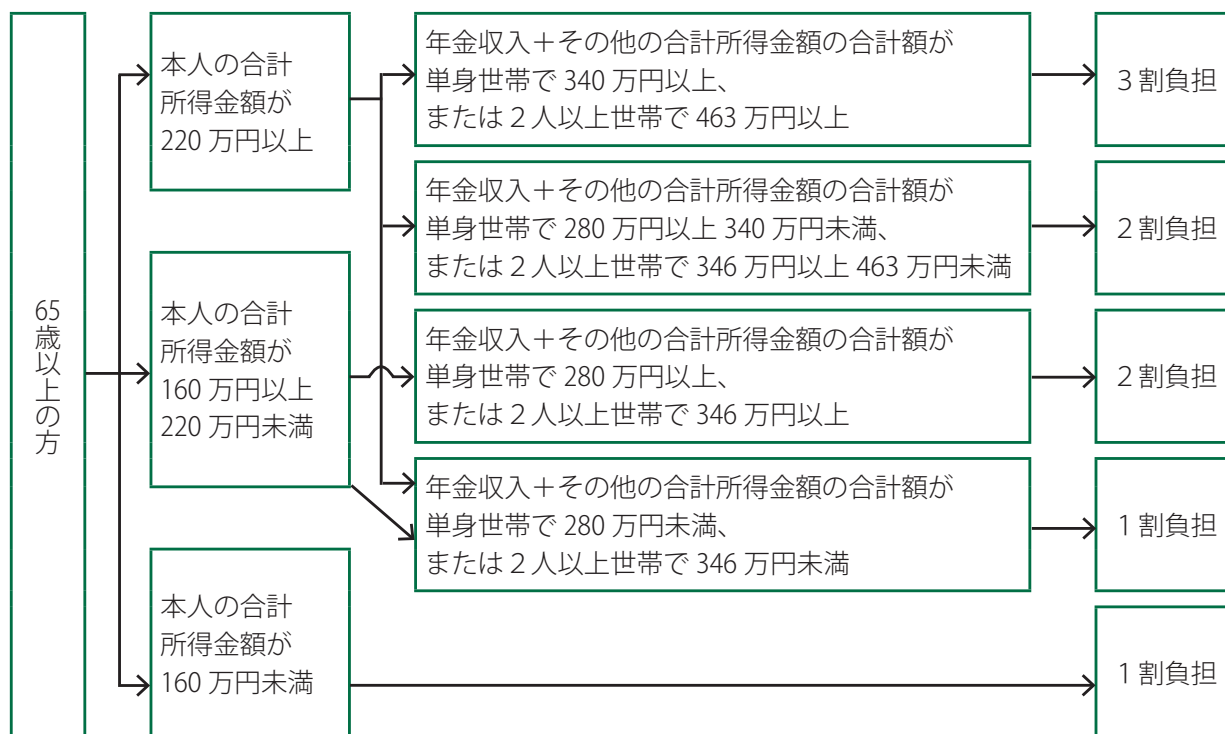
65 歳以上の方で、合計所得金額（※ 2）が 220 万円以上の方です。
ただし、合計所得金額（※ 2）が 220 万円以上であっても、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額（※ 3）」の合計が単身で 340 万円、2 人以上の世帯で 463 万円未満の場合は 2 割負担または 1 割負担になります。

※ 1：高齢者医療においては、若年

世代と同程度の所得がある方について、窓口負担が 3 割となっています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定されています。

※ 2：「合計所得金額」とは、収入

〈利用者負担の判定の流れ〉



※第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず 1 割負担。

■2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？

月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給

介護保険負担割合証											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女				
利用 者 の 割 合	適用期間										
	割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
	割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
	割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
保険者番号並びの名称及び印											

から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※3：「その他の合計所得金額」とは、(※2)の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

■いつから3割になるのですか？

平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用されたときからです。

されますので、全ての方の負担が1.5倍になるわけではありません。

■どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

要介護・要支援認定および基本チェックリストを受けた方は、8月1日付けで、町から負担割合が記された証(負担割合証)を交付します。ご自身の負担割合証の「利用者負担の割合」の欄(右図)をご確認ください。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

「短期集中型サービスC事業」は、入院などで一時的に足腰の筋力が弱くなったり、活動力が落ちている高齢者に、保健・医療の専門職が短期間(4カ月〜6カ月)に集中的な「生活機能改善プログラム」を行うことで、生活機能の向上を目指す通所型サービスです。元気な高齢者を増やすために、7月1日から対象者を広げるようになりました。

対象者▼

＜平成30年6月30日まで＞

① チェックリスト該当者

＜平成30年7月1日から＞

① チェックリスト該当者

② 要支援1

③ 要支援2

※②、③に該当する方は、入所サービスおよび他の通所系サービスとは併用できません。

■さよなら寝たきり、目指せ健康長寿！「元気が出る学校」の参加者を募集しています

元気が出る学校は、いきいき元気に生活するためのコツを、楽しみながら学ぶことができる介護予防教室

「短期集中型サービスC事業(元気が出る学校)」の対象者を拡大しました

です。

自宅でも簡単にできる運動や認知症予防の内容もあります。コツコツ介護予防に取り組んで、元気な体をつくりましょう！

日時▼毎週金曜日 9時30分〜13時 全16回(週1回参加×4〜6カ月)

1日の流れ▼

- ・9時30分〜 送迎
- ・10時〜 音楽体操・ストレッチ、貯筋トレーニング
- ・12時30分〜
- 腔体操、昼食・歯磨き

場所▼有田町西公民館

参加費▼1回当たり700円(800円(昼食費含む))

持参品▼タオル、水分補給の飲み物、筆記用具、歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、参加費

※動きやすい服装・靴でご参加ください。

申し込み・問い合わせ先▼

有田町地域包括支援センター(健康福祉課内)

☎ 43・2196